

## 20. 総合経済対策

昭和58年10月21日

経済対策閣僚会議

### 1. 我が国経済の現状

最近の我が国経済の動向をみると、原油価格低下による交易条件改善の好影響が期待できること、世界景気が回復基調にあること、在庫調整がほぼ一巡したこと、物価が安定していること等を背景として輸出及び生産が増加しつつあるなど景気には明るさが見え始めている。ただ、現状をみると、個人消費の伸びは緩やかであり、設備投資は、大企業では横ばい傾向となっており、中小企業では停滞が続いている。また、住宅建設は、持直しの兆しは見られるものの前年水準を下回っている。このように、国内需要の回復力はなお盛り上がりを欠いており、また、業種別・地域別の跛行性がみられる。更に、雇用情勢もなお厳しい状況にある。

こうした中で、経常収支は、原油価格の低下、ドル高等による輸入の低迷を主因とし、輸出の回復も相俟って、かなりの黒字が続いている。

### 2. 経済運営の基本方向

以上のような情勢を踏まえ、我が国としては、内需を中心とした景気の維持・拡大を図り、本年度の当初政府見通しである実質3.4%程度の成長をより確実なものとするとともに、ウィリアムズバーグ・サミットの合意を踏まえ、率先して、自由貿易体制の維持・強化、調和ある対外経済関係の形成及び世界経済活性化への貢献を図るため、積極的な努力を行っていくことが肝要である。

このような観点から、行財政改革との整合性に十分配慮しつつ、民間活力の活用を含め、内需の拡大による景気振興を図るとともに、貿易の拡大均衡を目指し、我が国市場の一層の開放と積極的な輸入の促進を図っていくこととする。また、円の適正な対外価値の維持を図る観点から資本流入の積極的な促進を図るほか、産業協力、経済協力等の国際協力の強力な推進に努めるものとする。

政府としては、かかる方針に基づき、現下の諸情勢の下でとりうる最大限の措置をとることとし、下記のとおり総合的な経済対策を実施するものとする。

## 1. 内需拡大による景気振興

### (1) 公共投資等の推進

公共投資等については、災害復旧工事の速やかな実施、一般公共事業についての国庫債務負担行為の活用、住宅金融公庫、日本道路公団等の貸付枠等の追加に加え、地方単独事業についても追加を見込むことにより、総額1兆8,800億円程度を目途として事業規模の拡大に努める。

### (2) 所得税及び住民税の減税

税制調査会の「所得税・住民税部会報告」に沿って、適切な財源を確保しつつ、所得税、住民税をあわせて総額1兆2,100億円（平年度1兆円）の減税を実施する。

### (3) 公共的事業分野への民間活力の導入の促進等

- ① 都市再開発、住宅建設等に資するため、公務員宿舍用地、国鉄用地等国有地等の有効活用を一層推進する。このため、政府に、内閣総理大臣を本部長とする関係省庁からなる国有地等有効活用推進本部を設ける。
- ② 都市再開発の推進を図るため、次の措置を講ずる。
  - (イ) 民間活力による都市再開発の促進を図る観点から、大都市中心部の高度利用を図るべき地区について、都市環境の維持改善に配慮しつつ、地域地区の見直し等の推進を図るとともに、特定街区制度及び市街地住宅総合設計制度の活用等事業内容に即した個別的な規制緩和を行う。
  - (ロ) 都市再開発法に基づく市街地再開発事業の施行要件の見直し等民間活用の見地からの都市再開発事業制度の拡充・強化を図る。また、地方都市の活性化を図るための都市再開発事業について、実施方策の検討を行う。
  - (ハ) 都市空間の立体的有効活用を図るため、現行制度を活用するほか、更に、空中権制度について検討を進める。

(二) 都市再開発事業等への重点的公共投資を行うとともに、都市再開発事業への資金供給の円滑化を図る。

③ 住宅・宅地供給の促進を図るため、次の措置を講ずる。

(イ) 宅地開発の推進を図る観点から、実態に即した適切な線引きの見直し及び開発許可の的確な運用を推進する。

(ロ) 宅地開発及び住宅建設の促進を図るため、宅地開発等指導要綱につき、行き過ぎの是正指導の徹底を図る。また、住宅・宅地開発に関連する公共公益施設の整備の促進に努める。

(ハ) 宅地供給の円滑化を図るため、土地区画整理事業の推進を図るとともに、借地方式及び信託方式の活用等を図る。

④ 公共的事業について、民間が主体的に事業を行うシステムの開発等について推進を図るとともに、官民協力により再開発その他の公共的事業の効率的な推進に努める。

⑤ 民間活力の活用により、ニューメディアの振興等を図るため、制度の見直し等についての的確な対応を行うとともに、地域ニーズに即応する通信・情報システムの開発整備を進めるほか、先端技術産業の発展基盤の整備を図るため、開発資金の供給の円滑化を図りつつ、民間資金の活用を推進する。

⑥ テクノポリス構想の推進を図るため、高度技術を有する企業のテクノポリス地域への立地の促進、同地域への関連公共事業の重点的投資等を行い、地方の開発を促進する。

⑦ 地域の中小企業の活性化を図るという観点から、ベンチャービジネスの振興、地域中小企業の技術力の強化を図るとともに、地域社会に調和した新しい商店街作りの推進を図る。

(4) 民間投資の促進

① 民間設備投資については、エネルギー関連投資等を中心に引き続き推進するものとし、日本開発銀行の貸付枠の追加を行う。

② 電力業の設備投資につき、繰上げ発注等を更に追加(1,100億円程度を目途)するとともに、設備の効率化、供給信頼度の向上等のための投資(修繕費を含む。)の増加(5,100億円程度を目途)に努力するよう指導する(合計6,200億円程度)。

(5) 中小企業対策の推進

① 政府系中小企業金融機関については、長期金利の動向を踏まえ、貸付金利の引下げを図るとともに、下回の貸付資金枠の十分な確保、貸出手続の迅速化等に努めることにより中小企業に対する円滑な金融を確保する。

- ② 中小企業金融公庫及び国民金融公庫の省エネルギー貸付について対象設備の拡大を行う。
- ③ベンチャービジネスの育成を図るため、中小企業投資育成株式会社の投資基準を緩和する。
- ④ 昭和58年度中小企業向け官公需契約目標の確実な達成に努めるとともに、公共事業における中小建設業者の受注機会の増大に努める。また、中小建設業者について所要の資金供給の円滑化に配慮する。
- ⑤ 倒産対策の機動的運用を図るとともに、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用等による下請取引の適正化及び下請取引あっせんの強化を推進する。

#### (6) 金融政策の機動的運営

内外経済動向及び国際通貨情勢を注視しつつ、金融政策の機動的運営を図り、金利水準全般の引下げを促進す

る。

## 2. 市場開放

### (1) 関税率の引下げ

- ① 関税率については、累次の市場開放対策において関税の撤廃又は引下げを行ってきたところであり、関税水準が諸外国に比べ低い状況にあるが、今般、更に、別紙の品目につき昭和59年度から関税の撤廃又は引下げを行うこととし、所要の手続を進める。
- ② 主要先進諸国における自主的な関税引下げの実施を期待し、東京ラウンド合意に則った関税引下げの繰上げ措置を、農林水産品を除き、鉱工業品につき昭和59年度から実施する。実施内容については、主要先進諸国における関税引下げの実施状況を勧案して決定する。
- ③ 特恵関税についても、昭和59年度から鉱工業品に関するシーリング総枠を今年度に比べ約5割拡大する等の制度改正を行うこととし、所要の手続を進める。

### (2) 輸入制限の緩和

諸外国との協議の結果等を踏まえ、所要の措置を講ずる。

### (3) 基準・認証制度改善の確実な実施

基準・認証制度の改善については、前通常国会において成立した改正法を8月1日に施行したところであり、今後は、今回の法改正による改善措置の確実な実施を図るとともに、規格・基準作成過程における透明性の確保、規格・基準の国際化の推進等の法改正以外の改善措置についてもこれが確実に実施されるようフォローアップしていくこととする。

### (4) 市場開放問題苦情処理推進本部（O.T.O.）の活動の強力な推進

O.T.O.の活動は、輸入検査手続をはじめ、我が国市場への参入の障害の解消に大きな役割を果たしており、今後とも、関係省庁及び関係機関における活動の強力な推進を図るとともに、O.T.O. 諮問会議の積極的活用、対外的なPR活動の強化等を図る。

## 3. 輸 入 促 進

### (1) 日本輸出入銀行の融資による輸入の促進等

- ① 日本輸出入銀行において、製品の輸入に必要な低利の資金の貸付けを行うとともに、輸入金融の円滑化のための制度の整備を行う。
- ② 輸入品の販売促進体制の整備に必要な資金の貸付けについては、その必要性を判断の上対応する。

### (2) 円による短期輸入金融の円滑化

円相場等の動向に配慮しつつ、円による短期輸入金融の円滑化を図る。

### (3) 日本貿易振興会（JETRO）の輸入促進機能の強化

日本貿易振興会について、輸入促進機能の強化を図る。

#### (4) 政府等による輸入品調達の促進

国及び政府関係機関の物品の調達については、政府調達協定の趣旨に沿って、引き続き内外無差別の確保を図るとの観点から、同協定の趣旨の一層の徹底（競争入札手続による調達の推進、買付審査の円滑化等）を図るとともに、地方公共団体に対し同協定の趣旨にのっとり注意を喚起する。

#### (5) 輸入品流通機構の改善

貿易会議製品輸入対策会議の提言等を勘案しつつ、我が国の流通機構に関する情報を外国の事業者に提供するとともに、輸入品の流通機構を改善するための有効な対策について積極的に取り組む。

#### (6) その他

輸入促進のための基盤整備等の観点から、次の措置を積極的に推進する。

- ① 輸入促進のための諸行事を行う製品輸入促進月間の創設
- ② 対日市場アクセス促進ミッションの派遣
- ③ (社)日本貿易会の輸入促進懇談会の活用
- ④ (財)製品輸入促進協会の活用
- ⑤ 輸出企業の輸入促進努力の勧奨
- ⑥ 輸入たばこの流通の改善

### 4. 資本流入の促進

#### (1) 政府保証外債の米国市場での発行

外国資本の流入の促進等を図るため、調達コストに留意しつつ、政府保証外債の米国市場での発行に積極的に取り組む。

(2) 外貨公債に関する法制の整備等

公債の外国市場での発行等の途を開くため、所要の法律改正等の準備に着手する。

5. 円による国際取引の促進及び金融・資本市場等の環境整備

(1) 実需原則の見直し

先物為替予約における実需原則の大幅見直しを行う。

(2) 円建て貿易関係銀行引受け手形市場の検討

円建て貿易関係銀行引受け手形市場の創設について、中長期的な観点から検討を行う。

(3) 資本交流の円滑化

非居住者の株式等の取得に係る指定会社制度の見直し及び対内不動産投資の自由化等を行うほか、外国会社に係る開示手続の弾力的運用を図ることにより、資本交流の一層の円滑化を図る。

(4) 金融の分野における外国企業の進出等

銀行業、保険業、証券業の分野における外国企業の進出及び活動については、内国民待遇を付与しており、引き続きこの方針を堅持するとともに、これらに関する情報提供等を更に推進する。

6. 国際協力等の推進

(1) 産業協力の推進

投資交流、技術交流、第三国市場での協力等の関係国間の産業協力の積極的推進を図る。

## (2) 経済協力の推進

発展途上国の経済発展及び世界経済の活性化に資するため、新中期目標の下に、経済協力の一層の充実と効率・効果的推進に努める。

## (3) 国際金融機関への資金協力

発展途上国等の債務累積問題等に的確に対処するため、IMF、世界銀行等の国際金融機関に対する適切な資金協力をを行う。

## (4) 節度ある輸出の確保

貿易の拡大均衡を基本とし、特定品目に係る節度ある輸出の確保に努める。